

○ 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更項目について

#	該当部分	前回(第21回牛豚等小委)事務局側から論点として取り上げた部分と変更方針	委員、都道府県からの御意見等	具体的な変更案 (変更案の該当頁)
1	第1 基本方針	大きな論点はないか	【委員からの御意見】 → 発生農場での迅速対応が極めて重要である旨を明記すべき。	2ページ
2			【委員からの御意見】 → 関係省庁との連携について記載すべき。	2ページ
3	第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備	大きな論点はないか	【委員からの御意見】 → 留学生や技能実習生への啓発等についても記載すべき。技能実習生の受入期間延長が検討されており、対応が一層重要となる。	4、6ページ
4			【他の小委員会における御意見】 → 防疫作業者の人材育成についても記載すべき。	4、7ページ
5			【委員からの御意見】 → 各立場でのステークホルダーの認識共有の観点等からも、都道府県における実践的な防疫演習について記載すべき。	7ページ
6			【委員からの御意見】 → 防疫対応等の実務に詳しい職員が、退職していなくなってしまったということがあってはならない。	8ページ
7	第3 異常家畜の発見及び検査の実施	○ 農場等における疫学情報の収集 → 疫学調査の対象に、「精液及び受精卵の出荷先」を追加。		18ページ
8		○ 動物衛生研究所による検査の内容の明文化 → 病性判定の根拠となる動物衛生研究所による検査の内容を明文化。		19ページ

9	第3 異常家畜の発見及び検査の実施(続き)	<p>○ 経過観察ルールの明確化 → 現行では、検体を動物衛生研究所に送付する必要があると判断した場合の経過観察について、2週間、臨床症状の有無等を毎日確認すること、とだけ規定されているが、症状の状況等に応じてこの期間を短縮すること、一般病性鑑定の開始のタイミング、一般病性鑑定で他の疾病と診断された場合の対応について検討。 また、異常畜のみの移動自粛について規定されているが、同居畜等の取扱いや法律に基づく移動制限措置の適用についても検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → 経過観察ルールの明確化の検討にあたり、これまでの疑い事例の転帰を整理してほしい。</p>	<p>20～21ページ (+参考資料1、2)</p>
10	第4 病性等の判定	<p>○ 疑似患畜の範囲の見直し → 現行では、「発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜」を疑似患畜としているが、“続発”の定義の明確化を検討。 また、新たに、「患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜」を疑似患畜とすることについても検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → 受精卵等について、いつの時点で採取したものを明記すべき。</p>	<p>23ページ</p>
11	第5 病性等判定時の措置	<p>○ 発生に係る情報の公表について → 報道機関への公表についての記載はあるが、発生農場周辺の農場への情報提供・周知等については、記載されていない(当該県の市町村、関係団体、隣接する都道府県に所在地を連絡することにはなっている)。発生に係る情報共有の範囲等について検討。</p>		<p>27ページ</p>
12	第6 発生農場における防疫措置	<p>○ 感染経路の究明のための記録 → 現行では、と殺時の発症家畜の病変部位の撮影及び飼養規模に応じた検査材料の採材について規定されているが、発症家畜の畜舎内等の位置(場所)や頭数等の情報についても記録すること、及び、病変部位については、発症後の経過日数が最も長いものの写真を撮影すること、の明記を検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → と殺作業等の担当者とは別に、記録班を作っておくべき。</p>	<p>25～27ページ</p>
13			<p>【委員からの御意見】 → 感染からの経過日数は防疫対応を検討する上でも重要。</p>	<p>29～30ページ</p>

14	第6 発生農場における防疫措置 (続き)	<p>○ 原則として24時間以内の疑似患畜の殺処分完了、72時間以内の死体の焼・埋却完了に係る記載について → 大規模農場等では達成が困難であることを考慮し、「原則として」という文言とともに記載している早期封じ込めのための一定の目的を示したものであり、迅速な防疫対応が遂行でき、かつ、現実に対応したまん延防止措置が実施できるよう、留意事項の記載を検討。</p> <p>また、防疫措置完了の時点の明確化を検討。</p>	<p>【他の小委員会における御意見】 → 24時間以内の殺処分について、大規模農場等では明らかに達成困難であり、どこまで原則とすればよいのかが不明。深夜に判明した場合には、事故の無いように、翌朝から始める等の措置が現実的ではないか。</p>	<p>32～33ページ 34、40ページ</p>
15		<p>○ 家畜市場又はと畜場における本病発生時の対応の明確化 → 現行では、家畜市場又はと畜場に関して、本病が発生した際の対応については、移動制限区域の設定のみが記載されており、具体的な防疫対応については記載されていない。食品衛生部局と家畜衛生部局の役割分担の明確化や発生確定後の具体的な防疫対応について検討。</p>	<p>【委員からの御意見】 → 家畜市場又はと畜場における発生時の対応の明確化において、家畜商法やと畜場法上の取り扱いを明確化しておく必要がある。</p>	<p>35ページ (21、23ページ)</p>
16	第7 通行の制限又は遮断	大きな論点はないか		
17	第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定	大きな論点はないか		
18	第9 家畜集合施設の開催等の制限	<p>○ 移動制限区域内に入った関連施設の制限について → 移動制限区域内に入った際に事業の実施、催物の開催等の停止の対象となるものとして、「と畜場」、「家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物」及び「放牧」が記載されているが、これらにおいて、具体的にどの業務が停止対象に該当するのか等について明記することを検討。</p>		<p>44ページ (+参考資料3)</p>
19	第10 消毒ポイントの設置	大きな論点はないか		

20	第11 ウイルスの浸潤状況の確認	○ 疫学関連家畜の考え方について → 疫学関連家畜と判断するまでの手続、法第32条に基づく移動制限の対象、期間及び解除のタイミング等についての明記を検討。		47～48ページ
			【他の小委員会における御意見】【都道府県からの御意見】 ○ 発生農場の防疫措置従事者のダウンタイムについて → 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、他の農場に立ちいることが出来ず、人員の確保に苦慮する。	50ページ (10、31ページ)
21	第12 予防的殺処分	大きな論点はないか		
22	第13 ワクチン	大きな論点はないか	【委員からの御意見】 → ワクチンを継続的に使用している韓国において、ワクチン接種のコストがどの程度なのか、知見を収集しておくべき。	
23	第14 家畜の再導入	大きな論点はないか		
24	第15 発生の原因究明	○ 発生時の疫学調査チームの現地調査について → 発生毎に実施する疫学調査チームの現地調査について、より具体的なメンバー構成、調査の流れ等について留意事項に記載することを検討。	【委員からの御意見】 → 発生時に現地調査を行う疫学調査チームについて、続発時に備え、メンバーを十分に想定しておくべきではないか。	57ページ
25	第16 その他	○ 発生農場における家畜飼養者及び防疫作業従事者に対する精神面のケアについては、追記を検討	【委員からの御意見】 → 発生農家や防疫作業従事者等のメンタルヘルスについて、国内外で論文が出ているので参考にしたい。 → メンタルヘルス対策は公衆衛生サイドとの連携も必要。	5、7、18、26～27、29、31、58ページ
26			【委員からの御意見】 → 厳寒期の消毒方法について記載して欲しい。 → 口蹄疫に関連する通知がたくさん出ているので、留意事項に入れるなどにより指針本体とセットで目に付くようにして欲しい。	12～17ページ